

## 第 10 次高齢者福祉計画及び第 9 期介護保険事業計画について

### 1 計画の目的

老人福祉法に基づく「老人福祉計画」と介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定するもので、介護保険事業の安定的な運営と高齢者が安心して在宅生活を続けることができるよう地域の特性に合わせた「地域包括ケアシステム」の実現を目的とする。

### 2 計画期間

令和 6 年度からの 3 か年

### 3 アンケート調査

#### (1) 在宅介護実態調査

- ア 調査対象者 在宅で生活している要支援・要介護認定者(概ね 600 人)
- イ 調査方法 認定調査時に配布、調査員または郵送による回収
- ウ 調査期間 令和 4 年 12 月～令和 5 年 4 月(予定)

#### (2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

- ア 調査対象者 要介護認定を受けていない高齢者(3,000 人)  
(日常生活圏域 5 圏域×600 名)
- イ 調査方法 郵送配布、郵送回収 → 結果:約 2,100 人回収(70%)
- ウ 調査期間 令和 4 年 12 月～令和 5 年 1 月

### 4 特別委員推薦依頼団体について

#### (1) 医療関係団体

- 一般社団法人 丸亀市医師会
- 一般社団法人 綾歌地区医師会

#### (2) 介護保険関係事業者団体

- 丸亀市老人福祉施設連絡会
- 丸亀市介護サービス事業者連絡会

### 5 参考(第 8 期計画での地域密着型施設等整備)

- ・小規模多機能型居宅介護 116 人(4 か所) → 増減なし【計画 145 人(5 か所)】
- ・看護小規模多機能型居宅介護 29 人(1 か所) → 58 人(2 か所)
- ・認知症対応型共同生活介護 153 人(11 か所) → 171 人(12 か所)
- ・介護職員の宿舎施設 0 人(0 か所) → 12 人(1 か所)